

改正後	現行
平成 11 年 4 月 30 日 厚生省発児第 86 号	平成 11 年 4 月 30 日 厚生省発児第 86 号
〔一部改正〕平成 11 年 12 月 9 日 厚生省発児第 140 号 平成 12 年 5 月 19 日 厚生省発児第 91 号 平成 12 年 11 月 22 日 厚生省発児第 129 号 平成 13 年 8 月 2 日 厚生省発児第 314 号 平成 14 年 11 月 11 日 厚生労働省発雇児第 1111002 号 平成 15 年 1 月 30 日 厚生労働省発雇児第 0130004 号 平成 15 年 12 月 22 日 厚生労働省発雇児第 1222001 号 平成 16 年 2 月 9 日 厚生労働省発雇児第 0209007 号 平成 16 年 7 月 16 日 厚生労働省発雇児第 0716001 号 平成 16 年 12 月 3 日 厚生労働省発雇児第 1203002 号 平成 17 年 1 月 4 日 厚生労働省発雇児第 0104003 号 平成 17 年 2 月 1 日 厚生労働省発雇児第 0201006 号 平成 17 年 6 月 1 日 厚生労働省発雇児第 0601001 号 平成 18 年 2 月 3 日 厚生労働省発雇児第 0203005 号 平成 18 年 6 月 27 日 厚生労働省発雇児第 0627001 号 平成 19 年 3 月 5 日 厚生労働省発雇児第 0305002 号 平成 19 年 3 月 6 日 厚生労働省発雇児第 0306003 号 平成 19 年 7 月 25 日 厚生労働省発雇児第 0725003 号 平成 20 年 2 月 6 日 厚生労働省発雇児第 0206003 号 平成 20 年 6 月 12 日 厚生労働省発雇児第 0612002 号 平成 20 年 6 月 23 日 厚生労働省発雇児第 0623001 号 平成 21 年 1 月 29 日 厚生労働省発雇児第 0129001 号 平成 21 年 6 月 29 日 厚生労働省発雇児第 0629004 号 平成 21 年 10 月 1 日 厚生労働省発雇児 1001 第 1 号 平成 22 年 1 月 28 日 厚生労働省発雇児 0128 第 2 号 平成 22 年 5 月 18 日 厚生労働省発雇児 0518 第 3 号 平成 23 年 6 月 17 日 厚生労働省発雇児 0617 第 5 号 平成 24 年 4 月 5 日 厚生労働省発雇児 0405 第 1 号 平成 25 年 5 月 24 日 厚生労働省発雇児 0524 第 1 号 平成 25 年 7 月 29 日 厚生労働省発雇児 0729 第 2 号 平成 26 年 5 月 14 日 厚生労働省発雇児 0514 第 2 号 平成 26 年 10 月 9 日 厚生労働省発雇児 1009 第 1 号 平成 26 年 12 月 5 日 厚生労働省発雇児 1205 第 1 号 平成 27 年 2 月 3 日 厚生労働省発雇児 0203 第 10 号 平成 27 年 12 月 11 日 厚生労働省発雇児 1211 第 5 号 平成 28 年 1 月 20 日 厚生労働省発雇児 0120 第 6 号 平成 28 年 9 月 5 日 厚生労働省発雇児 0905 第 1 号 平成 29 年 3 月 9 日 厚生労働省発雇児 0309 第 4 号 平成 29 年 9 月 5 日 厚生労働省発子第 0905 第 2 号 平成 30 年 2 月 19 日 厚生労働省発子 0219 第 2 号 平成 30 年 12 月 19 日 厚生労働省発子 1219 第 2 号 平成 31 年 2 月 27 日 厚生労働省発子 0227 第 2 号 令和元年 10 月 18 日 厚生労働省発子 1018 第 2 号 令和 2 年 3 月 6 日 厚生労働省発子 0306 第 4 号 <u>令和 3 年 3 月 10 日 厚生労働省発子 0310 第 7 号</u>	〔一部改正〕平成 11 年 12 月 9 日 厚生省発児第 140 号 平成 12 年 5 月 19 日 厚生省発児第 91 号 平成 12 年 11 月 22 日 厚生省発児第 129 号 平成 13 年 8 月 2 日 厚生省発児第 314 号 平成 14 年 11 月 11 日 厚生労働省発雇児第 1111002 号 平成 15 年 1 月 30 日 厚生労働省発雇児第 0130004 号 平成 15 年 12 月 22 日 厚生労働省発雇児第 1222001 号 平成 16 年 2 月 9 日 厚生労働省発雇児第 0209007 号 平成 16 年 7 月 16 日 厚生労働省発雇児第 0716001 号 平成 16 年 12 月 3 日 厚生労働省発雇児第 1203002 号 平成 17 年 1 月 4 日 厚生労働省発雇児第 0104003 号 平成 17 年 2 月 1 日 厚生労働省発雇児第 0201006 号 平成 17 年 6 月 1 日 厚生労働省発雇児第 0601001 号 平成 18 年 2 月 3 日 厚生労働省発雇児第 0203005 号 平成 18 年 6 月 27 日 厚生労働省発雇児第 0627001 号 平成 19 年 3 月 5 日 厚生労働省発雇児第 0305002 号 平成 19 年 3 月 6 日 厚生労働省発雇児第 0306003 号 平成 19 年 7 月 25 日 厚生労働省発雇児第 0725003 号 平成 20 年 2 月 6 日 厚生労働省発雇児第 0206003 号 平成 20 年 6 月 12 日 厚生労働省発雇児第 0612002 号 平成 20 年 6 月 23 日 厚生労働省発雇児第 0623001 号 平成 21 年 1 月 29 日 厚生労働省発雇児第 0129001 号 平成 21 年 6 月 29 日 厚生労働省発雇児第 0629004 号 平成 21 年 10 月 1 日 厚生労働省発雇児 1001 第 1 号 平成 22 年 1 月 28 日 厚生労働省発雇児 0128 第 2 号 平成 22 年 5 月 18 日 厚生労働省発雇児 0518 第 3 号 平成 23 年 6 月 17 日 厚生労働省発雇児 0617 第 5 号 平成 24 年 4 月 5 日 厚生労働省発雇児 0405 第 1 号 平成 25 年 5 月 24 日 厚生労働省発雇児 0524 第 1 号 平成 25 年 7 月 29 日 厚生労働省発雇児 0729 第 2 号 平成 26 年 5 月 14 日 厚生労働省発雇児 0514 第 2 号 平成 26 年 10 月 9 日 厚生労働省発雇児 1009 第 1 号 平成 26 年 12 月 5 日 厚生労働省発雇児 1205 第 1 号 平成 27 年 2 月 3 日 厚生労働省発雇児 0203 第 10 号 平成 27 年 12 月 11 日 厚生労働省発雇児 1211 第 5 号 平成 28 年 1 月 20 日 厚生労働省発雇児 0120 第 6 号 平成 28 年 9 月 5 日 厚生労働省発雇児 0905 第 1 号 平成 29 年 3 月 9 日 厚生労働省発雇児 0309 第 4 号 平成 29 年 9 月 5 日 厚生労働省発子第 0905 第 2 号 平成 30 年 2 月 19 日 厚生労働省発子 0219 第 2 号 平成 30 年 12 月 19 日 厚生労働省発子 1219 第 2 号 平成 31 年 2 月 27 日 厚生労働省発子 0227 第 2 号 令和元年 10 月 18 日 厚生労働省発子 1018 第 2 号 令和 2 年 3 月 6 日 厚生労働省発子 0306 第 4 号

改正後

現行

都道府県知事
各 指定都市の市長 宛
中核市の市長

都道府県知事
各 指定都市の市長 宛
中核市の市長

厚生事務次官

厚生事務次官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり
に定められ、平成 11 年 4 月 1 日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ
円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成 10 年 6 月 12 日厚生省発児第 105 号「児童福祉法
による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金に
ついて」は廃止する。

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり
に定められ、平成 11 年 4 月 1 日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ
円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成 10 年 6 月 12 日厚生省発児第 105 号「児童福祉法
による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金に
ついて」は廃止する。

ただし、平成 10 年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

ただし、平成 10 年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

(略)

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 ^{厚生省} _{労働省} 令第 6 号）第 2 条の規定に
基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的と
する。

第 1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

1～4 (略)

第 1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談
所が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置
(障害児入所施設を除く。)、第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、第 23 条第 1 項に規定する母
子保護の実施、法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」とい
う。）、第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第 33 条第 1 項及び第 2 項
に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第 50 条第 6 号、第 6 号の 2、第 7 号、第
7 号の 3 及び第 8 号又は第 51 条第 3 号及び第 5 号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保
護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱
いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する
法律（平成 20 年法律第 93 号）第 2 条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政
法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）に
ついては、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。

(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及
び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以
下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な
職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

改正後	現行
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。</p> <p>(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び<u>東久留米市</u>、綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。</p> <p>また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。</p> <p>さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。</p> <p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。</p> <p>(2) 「16/100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。</p> <p>(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市、<u>東久留米市</u>とする。</p> <p>(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域（東久留米市を除く。）及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大</p>

改正後	現行
(7) (略)	<p>阪府忠岡町、貝塚市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。</p>
(8) (略)	(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
6 (略)	6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
7 (略)	7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
8 (略)	8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
9 (略)	9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
10 (略)	10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
11 (略)	11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。
<p>第2 国庫負担額等</p> <p>1 国庫負担の基本額 (略)</p> <p>2 負担額及び負担区分 (略)</p>	<p>第2 国庫負担額等</p> <p>1 国庫負担の基本額 この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。</p> <p>2 負担額及び負担区分 国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。</p>

改正後

現行

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号、第 6 号の 2、第 7 号、第 7 号の 3 及び第 8 号、第 51 条第 3 号及び第 5 号、第 53 条、第 55 条及び第 59 条の 4 の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払
(略)

4 国庫負担金の返還
(略)

第 3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知
(略)

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第 3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の 2 から 4 までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の 2 から 4 によらず、支援法第 19 条第 1 第 2 号及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第 27 条第 3 項第 1 号、第 29 条第 3 項第 1 号、第 30 条第 2 項第 3 号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定するこ

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「19 自立支援担当職員加算費」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	(略)	(略)
	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1、 <u>3:1、2:1</u> のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、 <u>(5)-エ、(5)-オ</u> のいずれかの配置改善加算分保護単価

と。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「17 小規模かつ地域分散化加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価

改正後			現行		
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	(略)	(略)	2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
3 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	(略)	(略)	3 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価
	(略)	(略)		児童自立支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」が置かれている場合及び10:1以下の職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価 ただし、10:1以下の職員配置を行った場合については、上記保護単価×配置心理療法担当職員数
	(略)	(略)		児童心理治療施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」において9:1、8:1、7:1のいずれかの職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×(配置心理療法担当職員数-別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)
4 個別対応職員加算分保護単価	(略)	(略)	4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	(略)	(略)	5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	(略)	(略)	6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	(略)	(略)	7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	(略)	(略)	8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

改正後			現行		
				帯以上の施設であり計 4 人おかれている場合	
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	(略)	(略)	9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員 10 世帯以上の場合計 2 人、20 世帯以上の場合計 2 人若しくは 3 人、30 世帯以上の場合計 2 人、3 人若しくは 4 人おかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	(略)	(略)	10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	(略)	(略)	11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価
12 単身赴任手当加算分保護単価	(略)	(略)	12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
13 民間施設給与等改善費	(略)	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、 <u>小規模かつ地域分散化加算分保護単価</u> 、 <u>医療的ケア児等受入加算分保護単価</u> 及び <u>自立支援担当職員加算（I）分保護単価</u> の加算が行わ	13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び小規模かつ地域分散化加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による

改正後			現行		
		れている場合においては、それらの単価を加算した額) × 別に定める基準による加算率 (ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)			加算率 (ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
14除雪費	(略)	(略)	14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年 4 月 5 日法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の (31) 除雪費加算分保護単価
15降灰除去費	(略)	(略)	15降灰除去費	活動火山対策特別措置法 (昭和 48 年 7 月 24 日法律第 61 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の (32) 降灰除去費加算分保護単価
16社会的養護処遇改善加算費	(略)	(略)	16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等 (以下「社会福祉事業団等」という。) 経営の施設を除く。	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の (33) 社会的養護処遇改善加算分保護単価
17小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (34) 小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価 × <u>加配された職員の合計数</u>	17小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (34) 小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価 × <u>実施か所数</u>
<u>18医療的ケア児等受入加算費</u>	<u>児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合</u>	<u>別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (35) 医療的ケア児等受入加算分月額保護単価 × 実施か所数</u>			
<u>19自立支援担当職員加算費</u>	<u>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームが別に定める基準に該当する場合</u>	<u>別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (36) 自立支援担当職員加算 (I) 分保護単価又は (37) 自立支援担当職員加算 (II) 分保護単価 × 実施か所数</u>			

改正後

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(27)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

現行

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費、一時保護実施特別加算費及び医療的ケア児等受入加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(26)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

改正後	現行
<p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 (略)</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 (略)</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 (略)</p>	<p>4 措置費等の支弁基準の設定方法</p> <p>2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務</p> <p>地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	(略)	(略)	(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額 ア (略)	(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）） ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。 なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。 算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費				(1) 事務費			<p>数] + 2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数 + 3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児が</p>
			イ (略)				

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			ウ (略) エ (略)	(1) 事務費			それぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。 なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。 算式 乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数 ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。 算式 ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員 エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>オ (略)</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>キ-1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員</p> <p>キ-2 (略)</p> <p>キ-3 (略)</p>	(1) 事務費			<p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ-1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ-2 児童自立支援施設において職員配置の改善を行い、定員数に応じ 10:1 以下の心理療法担当職員を配置した場合には、次の算式によって算出した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×心理療法担当職員数</p> <p>キ-3 児童心理治療施設において職員の配置の改善を行い、定員数に応じ、9:1、8:1、7:1のいずれかの心理療法担</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			ク (略) ケ (略) コ (略) サ (略)	(1) 事務費			<p>当職員を配置した場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×(心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>シ (略)</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額 <u>314,000</u> 円を限度とする。</p> <p>セ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	(1) 事務費			<p>保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員 40 世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合 <u>又は一時保護所が別に定める基準に該当する場合</u> においては次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額 <u>311,000</u> 円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合には次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日がその月の初日でなかった場合には、本文の適用はない。 算式</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては次の額を加算する。</u> <u>第三者評価受審に係る実費。</u> <u>ただし、年額314,000円を限度とする。</u></p> <p><u>エ 建物の賃借に係る実費。</u> <u>なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</u></p> <p><u>オ 一時保護所が別に定める基準により児童相談所一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>	(1) 事務費			<p>その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアから立までにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。{ [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205 }（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p> <p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達す</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事務費				(1) 事務費			<p>る範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費	(略)	(略)	(1) (略)	(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。 ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）
	(略)	(略)		自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費		
	(略)	(略)		母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費		
	(略)	(略)		母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）		

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄		費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄																																																							
(2)	(略)	(略)	一般生活費保護単価表 <table border="1" data-bbox="872 317 1457 1283"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 <u>59,850 円</u></td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 <u>51,870 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 <u>51,870 円</u></td> </tr> <tr> <td>通所児分 <u>15,890 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童心理治療施設</td> <td>入所児分 <u>52,320 円</u></td> </tr> <tr> <td>通所児分 <u>15,890 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 <u>60,110 円</u></td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 <u>52,130 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分 <u>59,850 円</u></td> </tr> <tr> <td>3才以上児分 <u>51,870 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分 <u>59,850 円</u></td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 <u>51,870 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自立援助ホーム</td> <td>別に定める基準に該当する者 <u>51,870 円</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外の者 <u>11,310 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">母子生活支援施設</td> <td>入所者 <u>3,860 円</u></td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>9,680 円</u></td> </tr> <tr> <td>3歳以上児 <u>6,150 円</u></td> </tr> </tbody> </table>		施設種別	一般生活費 (月額)	児童養護施設	乳児分 <u>59,850 円</u>	乳児以外分 <u>51,870 円</u>	児童自立支援施設	入所児分 <u>51,870 円</u>	通所児分 <u>15,890 円</u>	児童心理治療施設	入所児分 <u>52,320 円</u>	通所児分 <u>15,890 円</u>	里親	乳児分 <u>60,110 円</u>	乳児以外分 <u>52,130 円</u>	乳児院	3才未満児分 <u>59,850 円</u>	3才以上児分 <u>51,870 円</u>	ファミリーホーム	乳児分 <u>59,850 円</u>	乳児以外分 <u>51,870 円</u>	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 <u>51,870 円</u>	上記以外の者 <u>11,310 円</u>	母子生活支援施設	入所者 <u>3,860 円</u>	保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>9,680 円</u>	3歳以上児 <u>6,150 円</u>	(2)			一般生活費保護単価表 <u>(平成31年4月から令和元年9月)</u> <u>(措置児童(者)等1人当たり)</u> <table border="1" data-bbox="2267 407 2852 1373"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 <u>58,570 円</u></td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 <u>50,760 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 <u>50,760 円</u></td> </tr> <tr> <td>通所児分 <u>15,550 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童心理治療施設</td> <td>入所児分 <u>51,200 円</u></td> </tr> <tr> <td>通所児分 <u>15,550 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 <u>58,830 円</u></td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 <u>51,020 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分 <u>58,570 円</u></td> </tr> <tr> <td>3才以上児分 <u>50,760 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分 <u>58,320 円</u></td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 <u>50,760 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自立援助ホーム</td> <td>別に定める基準に該当する者 <u>50,760 円</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外の者 <u>11,060 円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">母子生活支援施設</td> <td>入所者 <u>3,780 円</u></td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>9,470 円</u></td> </tr> <tr> <td>3歳以上児 <u>5,990 円</u></td> </tr> </tbody> </table>		施設種別	一般生活費 (月額)	児童養護施設	乳児分 <u>58,570 円</u>	乳児以外分 <u>50,760 円</u>	児童自立支援施設	入所児分 <u>50,760 円</u>	通所児分 <u>15,550 円</u>	児童心理治療施設	入所児分 <u>51,200 円</u>	通所児分 <u>15,550 円</u>	里親	乳児分 <u>58,830 円</u>	乳児以外分 <u>51,020 円</u>	乳児院	3才未満児分 <u>58,570 円</u>	3才以上児分 <u>50,760 円</u>	ファミリーホーム	乳児分 <u>58,320 円</u>	乳児以外分 <u>50,760 円</u>	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 <u>50,760 円</u>	上記以外の者 <u>11,060 円</u>	母子生活支援施設	入所者 <u>3,780 円</u>	保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>9,470 円</u>	3歳以上児 <u>5,990 円</u>
施設種別	一般生活費 (月額)																																																														
児童養護施設	乳児分 <u>59,850 円</u>																																																														
	乳児以外分 <u>51,870 円</u>																																																														
児童自立支援施設	入所児分 <u>51,870 円</u>																																																														
	通所児分 <u>15,890 円</u>																																																														
児童心理治療施設	入所児分 <u>52,320 円</u>																																																														
	通所児分 <u>15,890 円</u>																																																														
里親	乳児分 <u>60,110 円</u>																																																														
	乳児以外分 <u>52,130 円</u>																																																														
乳児院	3才未満児分 <u>59,850 円</u>																																																														
	3才以上児分 <u>51,870 円</u>																																																														
ファミリーホーム	乳児分 <u>59,850 円</u>																																																														
	乳児以外分 <u>51,870 円</u>																																																														
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 <u>51,870 円</u>																																																														
	上記以外の者 <u>11,310 円</u>																																																														
母子生活支援施設	入所者 <u>3,860 円</u>																																																														
	保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>9,680 円</u>																																																														
	3歳以上児 <u>6,150 円</u>																																																														
施設種別	一般生活費 (月額)																																																														
児童養護施設	乳児分 <u>58,570 円</u>																																																														
	乳児以外分 <u>50,760 円</u>																																																														
児童自立支援施設	入所児分 <u>50,760 円</u>																																																														
	通所児分 <u>15,550 円</u>																																																														
児童心理治療施設	入所児分 <u>51,200 円</u>																																																														
	通所児分 <u>15,550 円</u>																																																														
里親	乳児分 <u>58,830 円</u>																																																														
	乳児以外分 <u>51,020 円</u>																																																														
乳児院	3才未満児分 <u>58,570 円</u>																																																														
	3才以上児分 <u>50,760 円</u>																																																														
ファミリーホーム	乳児分 <u>58,320 円</u>																																																														
	乳児以外分 <u>50,760 円</u>																																																														
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 <u>50,760 円</u>																																																														
	上記以外の者 <u>11,060 円</u>																																																														
母子生活支援施設	入所者 <u>3,780 円</u>																																																														
	保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>9,470 円</u>																																																														
	3歳以上児 <u>5,990 円</u>																																																														

改正後				現行																													
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																										
(2) 一般生活費			<p><u>(削除)</u></p> <p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価<u>104,750</u>円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) (略)</p>	(2) 一般生活費			<p><u>一般生活費保護単価表</u> (令和元年10月から令和2年3月) (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 59,250円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 51,350円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 51,350円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,730円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童心理治療施設</td> <td>入所児分 51,800円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,730円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 59,510円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 51,610円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分 59,250円</td> </tr> <tr> <td>3才以上児分 51,350円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分 59,250円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 51,350円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>別に定める基準に該当する者 51,350円 上記以外の者 11,190円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,830円</td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児 9,580円 3歳以上児 6,090円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価 <u>102,630</u>円 (令和元年10月以降は<u>103,720</u>円) ×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のそ</p>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 59,250円	乳児以外分 51,350円	児童自立支援施設	入所児分 51,350円	通所児分 15,730円	児童心理治療施設	入所児分 51,800円	通所児分 15,730円	里親	乳児分 59,510円	乳児以外分 51,610円	乳児院	3才未満児分 59,250円	3才以上児分 51,350円	ファミリーホーム	乳児分 59,250円	乳児以外分 51,350円	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 51,350円 上記以外の者 11,190円	母子生活支援施設	入所者 3,830円	保育室保育入所児童	3歳未満児 9,580円 3歳以上児 6,090円
施設種別	一般生活費(月額)																																
児童養護施設	乳児分 59,250円																																
	乳児以外分 51,350円																																
児童自立支援施設	入所児分 51,350円																																
	通所児分 15,730円																																
児童心理治療施設	入所児分 51,800円																																
	通所児分 15,730円																																
里親	乳児分 59,510円																																
	乳児以外分 51,610円																																
乳児院	3才未満児分 59,250円																																
	3才以上児分 51,350円																																
ファミリーホーム	乳児分 59,250円																																
	乳児以外分 51,350円																																
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 51,350円 上記以外の者 11,190円																																
母子生活支援施設	入所者 3,830円																																
	保育室保育入所児童																																
	3歳未満児 9,580円 3歳以上児 6,090円																																

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			(3) (略)	(2) 一 般 生 活 費			<p>の月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の委託措置児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1) 一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月額保護単価÷その月の開所日数) ×その月の通所した日数</p> <p>(注) 10 円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5) 一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p>
			(4) (略)				
			(5) 一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。 算式				

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>4,320円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>5,840円</u>）</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,190円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,210円</u>）</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,710円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,970円</u>） 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×<u>3,300円</u>（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p>	(2) 一 般 生 活 費			<p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>4,230円</u>（令和元年10月以降は<u>4,280円</u>）（児童が乳児の場合、延児童数×<u>5,720円</u>（令和元年10月以降は<u>5,780円</u>））</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,170円</u>（令和元年10月以降は<u>1,180円</u>）（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,180円</u>（令和元年10月以降は<u>1,190円</u>））</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,670円</u>（令和元年10月以降は<u>1,690円</u>）（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,930円</u>（令和元年10月以降は<u>1,950円</u>）） 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×<u>3,240円</u>（令和元年10月以降は<u>3,300円</u>）（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p>
(略)	(略)	(略)	<p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 <u>別に定める基準による延児童数（2歳未満児）×8,640円</u>+別に定める基準による延児童数<u>（2歳以上児）×5,600円</u></p>	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数× 5,600円	

改正後				現行							
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄		費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	
(3) 被虐待児受入加算	(略)		(略)	(略)		(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童		その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額 26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額 850円	
(4) 乳児等受入加算費	(略)		(略)	(略)		(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童(3歳未満児)		その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児) ×日額2,430円	
(5) 助産施設基本分保護費	ア	(略)	(略)	(略)		(5) 助産施設基本分保護費	ア	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の	

改正後					現行				
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費					(5) 助産施設基本分保護費				算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。 （注）異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。
	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	(略)	(略)		イ 点数以外の分	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料	(略)	(略)				胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
		(ウ) 新生児介補料	(略)	(略)				新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。

改正後				現行					
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄		経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄		経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(5) 助産施設基本分保護費	(エ) 保険料		(略)	(略)	(5) 助産施設基本分保護費	(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき16,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	(略)		(略)	(略)	(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児		幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄								
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	(略)	<p>(略)</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価（月額）</td> <td>2,210円</td> <td>4,380円</td> <td>4,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p> <p>算式(2) (略)</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価（月額）	2,210円	4,380円	4,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価（月額）	2,210円	4,380円	4,380円								

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム <u>(第3欄の(8)に限る)</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>次の算式(1)によって算定した額。</p> <p>ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表（措置児童数1人当たり） <u>(平成31年4月から令和元年9月)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価（月額）</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>教育費保護単価表（措置児童数1人当たり） (令和元年10月から令和2年3月)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価（月額）</td> <td>2,210円</td> <td>4,380円</td> <td>4,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価（月額）	2,170円	4,300円	4,300円	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価（月額）	2,210円	4,380円	4,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部																
保護単価（月額）	2,170円	4,300円	4,300円																
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部																
保護単価（月額）	2,210円	4,380円	4,380円																

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(3) (略)</p> <p>算式(4) (略)</p> <p>算式(5) (略)</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200円、中学校該当児 <u>290</u>円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 <u>86,300</u>円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価 <u>57,620</u>円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>	(7) 教 育 費			<p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200円、中学校該当児 <u>280</u>円(令和元年10月以降は290円)×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 <u>61,150</u>円(令和元年10月以降は62,340円)×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価 <u>56,570</u>円(令和元年10月以降は57,620円)×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>

改正後				現行																			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																
(8) 学校給食費	(略)	(略)	(略)	(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。																
(9) 見学旅行費	(略)	(略)	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)	(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「見学旅行」をいう。)に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数。 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,890円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,890円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,670円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,300円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,670円	中学校第3学年	60,300円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)																						
小学校第6学年	21,890円																						
中学校第3学年	60,910円																						
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円																						
学年別	保護単価(年額)																						
小学校第6学年	21,670円																						
中学校第3学年	60,300円																						
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円																						
(10) 入進学支度金	(略)	(略)	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数																

改正後				現行																					
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																		
(10) 入進学支度金			入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td><u>64,300</u>円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 入学児童</td> <td><u>81,000</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年 入学児童	<u>64,300</u> 円	中学校第1学年 入学児童	<u>81,000</u> 円	(10) 入進学支度金			入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td><u>50,600</u>円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 入学児童</td> <td><u>57,400</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年 入学児童	<u>50,600</u> 円	中学校第1学年 入学児童	<u>57,400</u> 円						
学年別	保護単価(年額)																								
小学校第1学年 入学児童	<u>64,300</u> 円																								
中学校第1学年 入学児童	<u>81,000</u> 円																								
学年別	保護単価(年額)																								
小学校第1学年 入学児童	<u>50,600</u> 円																								
中学校第1学年 入学児童	<u>57,400</u> 円																								
(11) 特別育成費	(略)	(略)	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td><u>23,330</u>円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td><u>34,540</u>円</td> </tr> </tbody> </table> <u>(削除)</u>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	<u>23,330</u> 円	私立高等学校	<u>34,540</u> 円	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。)、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの(既に就職しているものは除く。)又は別に定めるもの(第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る)。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等 (2) 通学のための交通費 (3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費 (4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費 (5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費 (6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 <u>(平成31年4月から令和元年9月)</u> (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td><u>22,910</u>円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td><u>33,910</u>円</td> </tr> </tbody> </table> 特別育成費保護単価表 <u>(令和元年10月から令和2年3月)</u> (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td><u>23,330</u>円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td><u>34,540</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	<u>22,910</u> 円	私立高等学校	<u>33,910</u> 円	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	<u>23,330</u> 円	私立高等学校	<u>34,540</u> 円
公私別	保護単価(月額)																								
国・公立高等学校	<u>23,330</u> 円																								
私立高等学校	<u>34,540</u> 円																								
公私別	保護単価(月額)																								
国・公立高等学校	<u>22,910</u> 円																								
私立高等学校	<u>33,910</u> 円																								
公私別	保護単価(月額)																								
国・公立高等学校	<u>23,330</u> 円																								
私立高等学校	<u>34,540</u> 円																								

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(11) 特別 育成 費			<p>算式(2) (略)</p> <p>算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価<u>86,300</u> 円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価 <u>57,620</u>円を上限として、実費を合算した 額。(対象児童は、資格取得又は講習 等の受講をした児童であって別に定め るもの)</p> <p>算式(5) (略)</p> <p>算式(6) (略)</p>	(11) 特別 育成 費			<p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるそ の措置児童であって、交通費の支給を必 要と認めるものがあるときは、その児童 が最も経済的な通常の経路及び方法によ り通学する場合のその普通旅客運賃の定 期乗車券(定期乗車券のない場合にあつ ては、これに準ずるもの。)の実費を合 算した額</p> <p>算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価<u>61,150</u> 円(令和元年10月以降は<u>62,340</u>円)を上 限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価 <u>56,570</u>円(令和元年10月以降は<u>57,620</u> 円)を上限として、実費を合算した額。 (対象児童は、資格取得又は講習等の 受講をした児童であって別に定めるも の)</p> <p>算式(5) 補習費保護単価 20,000 円(高等学校 第3学年は 25,000 円)を上限として、 実費を合算した額。(対象児童は、学 習塾等を利用した児童であって別に定め るもの)</p> <p>算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限 として、実費を合算した額。(対象児 童は、個別学習支援を受けた児童であ って別に定めるもの)</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(12) 夏季等特別行事費	(略)	(略)	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,090円(令和元年10月以降は3,150円)×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	(略)	(略)	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,480円×12月初日の措置又は一時保護児童数	(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,450円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	(略)	(略)	(略)	(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額(その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。)を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(14) 医療費				(14) 医療費			童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。
(15) 職業補導費	(略)	(略)	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) (略) 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数	(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,940円（令和元年10月以降は5,030円）×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷暖房費	(略)	(略)	(略)	(16) 冷暖房費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。 また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷暖房費			

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																																																																		
(16) 冷暖房費			<p>冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級地別 施設種別</th> <th>1級地</th> <th>2級地</th> <th>3級地</th> <th>4級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>5,290円</td> <td>4,980円</td> <td>4,920円</td> <td>3,780円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>6,080円</td> <td>5,700円</td> <td>5,630円</td> <td>4,330円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>3,640円</td> <td>3,490円</td> <td>3,450円</td> <td>2,760円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>2,440円</td> <td>2,240円</td> <td>2,210円</td> <td>1,660円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>8,780円</td> <td>8,130円</td> <td>8,020円</td> <td>6,240円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td>6,520円</td> <td>6,090円</td> <td>6,010円</td> <td>4,640円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>一時保護所</td> <td>4,740円</td> <td>4,470円</td> <td>4,420円</td> <td>3,530円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>4,840円</td> <td>4,580円</td> <td>4,530円</td> <td>3,460円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホームA</td> <td>5,850円</td> <td>5,490円</td> <td>5,420円</td> <td>4,170円</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホームB</td> <td>2,810円</td> <td>2,580円</td> <td>2,540円</td> <td>1,870円</td> <td>130円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「自立援助ホームA」は、別に定める基準に該当する場合とし、「自立援助ホームB」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護所」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改</p>	級地別 施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他	児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円	児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円	里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円	母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円	乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円	児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円	一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円	ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円	自立援助ホームA	5,850円	5,490円	5,420円	4,170円	870円	自立援助ホームB	2,810円	2,580円	2,540円	1,870円	130円
級地別 施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他																																																																
児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円																																																																
児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円																																																																
里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円																																																																
母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円																																																																
乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円																																																																
児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円																																																																
一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円																																																																
ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円																																																																
自立援助ホームA	5,850円	5,490円	5,420円	4,170円	870円																																																																
自立援助ホームB	2,810円	2,580円	2,540円	1,870円	130円																																																																

改正後				現行																																																					
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																																																		
(16) 冷暖房費				(16) 冷暖房費			<p>正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合（自立援助ホームBを除く。）は次の表を用いること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>旧5級地</th> <th>旧4級地</th> <th>旧3級地</th> <th>旧2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>2,730円</td> <td>2,090円</td> <td>1,350円</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>2,730円</td> <td>2,090円</td> <td>1,350円</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>2,730円</td> <td>2,090円</td> <td>1,350円</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>450円</td> <td>380円</td> <td>240円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>2,890円</td> <td>2,270円</td> <td>1,440円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td>2,730円</td> <td>2,090円</td> <td>1,350円</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>一時保護所</td> <td>2,730円</td> <td>2,090円</td> <td>1,350円</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>2,730円</td> <td>2,090円</td> <td>1,350円</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホームA</td> <td>2,730円</td> <td>2,090円</td> <td>1,350円</td> <td>1,010円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円	乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円	児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地																																																					
児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円																																																					
乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円																																																					
児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
(17) 就職支度費	(略)	(略)	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 <u>82,760</u>円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>198,540</u>円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>	(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 <u>81,260</u>円（令和元年10月以降は<u>82,760</u>円）×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>194,930</u>円（令和元年10月以降は<u>198,540</u>円）×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																																																		

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(18) 大学進学等自立生活支度費	(略)	(略)	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 <u>82,760</u> 円×その月の進学による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>198,540</u> 円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数</p>	(18) 大学進学等自立生活支度費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。</p>	<p>(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費</p> <p>(2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 <u>81,260</u> 円 <u>(令和元年10月以降は 82,760 円)</u> ×その月の進学による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>194,930</u> 円 <u>(令和元年10月以降は 198,540 円)</u> ×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数</p>
(19) 葬祭費	(略)	(略)	(略)	(19) 葬祭費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が 159,040 円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価159,040円×死亡児数</p>
(20) 連れもどし費	(略)	(略)	(略)	(20) 連れもどし費	<p>児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの</p>	<p>その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費</p>	<p>その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(21) 里親手当	(略)	(略)	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 <u>90,000</u> 円× 1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 <u>141,000</u> 円×1人	(21) 里親手当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 <u>86,000</u> 円× 1人 <u>ただし、二人目以降は 43,000 円× その月の措置児童数</u> イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 <u>137,000</u> 円×1人 <u>ただし、二人目は 94,000 円×1人</u>
(22) 里親委託児童通院費	(略)	(略)	(略)	(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000 円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500 円×該当児童（通院する児童であって別に定めるものの数）
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価 <u>44,630</u> 円×新規委託措置児童数 自立援助ホーム入所児童 算式(2)	(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価 <u>43,820</u> 円（令和元年10月以降は <u>44,630 円</u> ） ×新規委託措置児童数 自立援助ホーム入所児童 算式(2)

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(23) 受託支度費			受託支度費1件当たり保護単価 <u>44,630</u> 円×新規委託措置児童であって別に定める基準に該当する者の数	(23) 受託支度費			受託支度費1件当たり保護単価 <u>43,820</u> 円 <u>(令和元年10月以降は44,630円)</u> ×新規委託措置児童であって別に定める基準に該当する者の数
(24) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額 <u>4,630</u> 円	(24) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額 <u>4,500</u> 円
(25) 予防接種費	(略)	(略)	(略)	(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費
(26) 一時保護委託児童通学送迎費	(略)	(略)	(略)	(26) 一時保護委託児童通学送迎費	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(27) 防 災 対 策 費	<u>自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童</u>	<u>防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費</u>	<u>総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<p>3 定員外支弁の禁止 (略)</p>				<p>3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。</p>			
<p>第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 (略)</p>				<p>第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。 ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。</p>			

改正後

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

階層区分	定義	入所施設	
		徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	2,200円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	4,500円
D2		15,001円から40,000円まで	6,700円
D3		40,001円から70,000円まで	9,300円
D4		70,001円から183,000円まで	14,500円
D5		183,001円から403,000円まで	20,600円
D6	403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D7	703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D8	1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)

現行

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

階層区分	定義	入所施設	
		徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	2,200
C2	所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	4,500
D2		15,001円から40,000円まで	6,700
D3		40,001円から70,000円まで	9,300
D4		70,001円から183,000円まで	14,500
D5		183,001円から403,000円まで	20,600
D6	403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D7	703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D8	1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)

改正後	現行
<p>る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法という」)(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。))又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合</p>	<p>る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法という」)(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。))又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合</p>

改正後	現行
<p>には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（１）又は（３）に該当する場合にあっては27万円を（２）に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。</p> <p>（１）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（２）に掲げる者を除く。）</p> <p>（２）（１）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>（３）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>（１）児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p>	<p>には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（１）又は（３）に該当する場合にあっては27万円を（２）に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。</p> <p>（１）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（２）に掲げる者を除く。）</p> <p>（２）（１）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>（３）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>（１）児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p>

改正後	
	<p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>

現行	
	<p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300円
D2		9,001円から27,000円まで	4,500円
D3		27,001円から57,000円まで	6,700円
D4		57,001円から93,000円まで	9,300円
D5		93,001円から177,300円まで	14,500円
D6		177,301円から258,100円まで	20,600円

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	2,200
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300
D2		9,001円から27,000円まで	4,500
D3		27,001円から57,000円まで	6,700
D4		57,001円から93,000円まで	9,300
D5		93,001円から177,300円まで	14,500
D6		177,301円から258,100円まで	20,600

改正後		現行	
考	<p>第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>（1）「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>（2）「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>（3）「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p>	考	<p>第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>（1）「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>（2）「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>（3）「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p>

改正後	現行
<p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>（４）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>6 次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（１）又は（３）に該当する場合にあっては26万円を、（２）に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。</p> <p>（１）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（２）に掲げる者を除く。）</p> <p>（２）（１）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>（３）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>7 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入</p>	<p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>（４）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>6 次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（１）又は（３）に該当する場合にあっては26万円を、（２）に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。</p> <p>（１）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（２）に掲げる者を除く。）</p> <p>（２）（１）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>（３）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>7 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入</p>

改正後	現行
<p>所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>9 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>	<p>所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>9 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
<p>2 各月の支弁額の算定方法 (略)</p> <p>算式(1) (略)</p>	<p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとすること。 なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。 算式(1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除</p>

改正後	現行
<p>算式(2) (略)</p> <p>第6 端数計算の方法 (略)</p> <p>第7 保護単価等の特例措置 (略)</p> <p>第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置 (略)</p>	<p>く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p> <p>算式(2) [(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法 この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。</p> <p>また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。</p> <p>第7 保護単価等の特例措置 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p> <p>第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置 児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。</p>